

【注意】

この仕様書は受注者選定時点での案であり、プロポーザルにより優先交渉権者となった事業者が提出した企画提案書及び契約までの協議により詳細を決定するものとする。

伊予市婚活スキルアップ及び出会い創出業務仕様書

1 業務名

この業務の名称は、伊予市婚活スキルアップ及び出会い創出業務（以下「本業務」という。）とする。

2 目的

伊予市（以下「本市」という。）では、平成28年2月に「伊予市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。）」を策定し、市民が安心して暮らし、働き、子どもを産み育て、持続可能なまちを構築していくために、本市の持つ特性・魅力を活かし、人口・経済・地域社会の課題に一体的・持続的に取り組むこととしており、基本目標の一つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げている。

この目標達成に向けて、結婚・出産を希望しているにも関わらず出会いの場に恵まれなかった方に新たな出会いの場を提供するとともに、これまでマッチングパーティ等に参加しても思った成果が得られなかった方、自ら変革することで新たな出会いに繋がりたいと考える方が気軽に参加することができ、楽しみながら対異性スキルを向上できる取組とすることで市内の結婚促進、出生数向上に繋げることを目的として本業務を実施する。

3 契約期間

契約日から令和6年2月22日（木）まで

4 業務内容

以下は本業務の項目ごとに最低限必要な要件を定めるものであり、具体的な事業の内容及び詳細は、本市と協議及び調整の上、実施すること。

(1) 業務計画の作成

本業務の履行に必要な事項をリストアップし、意見聴取・調整が必要な関係者の確認、方向性の協議、工程管理等、各作業の具体的な内容を整理し、本市と共有する。

(2) 婚活サポートプログラム及びマッチング事業の実施

異性との会話応対が不得手で婚活事業への参加に踏み切れなかった方及びこれま

で婚活事業に参加するも期待した成果が得られなかった方等を対象に、基本的なマナー、話題、服装、立ち居振る舞いなど、婚活事業に参加する際はもとより、日頃から異性と対応する際に注意すべき点について専門講師からレクチャーを受けることで自らを客観視してもらい、異性対応スキルを向上させ、その後に実施するマッチング事業の実施効果を高める。

サポートプログラムの成果を発揮し、参加した男女に新たな出会いの場を提供するとともに、性格、趣味、その他結婚や家庭に関する価値観を確認し合い、マッチングに繋げる事業を実施する。

マッチング事業の参加者は男女各 20 人、合計 40 人以上を目指すこととし、このうち 8 割以上がサポートプログラムから引き続きの参加となるよう、事業間の連携を確保する。

参加希望者が多数となった場合は、①伊予市在住者、②伊予市内で勤務する者、③伊予市出身者、④その他の順に優先順位を付け、参加者の選考を行うこと。

開催に当たっては、市内外の商工団体、施設管理者、その他関係者と有機的に連携し、参加者の確保に努めることとする。

外部講師を招聘する場合、講師謝金は一人一日当たり 10 万円以内とするほか、事業の実施に伴う飲食費、体験料、個人の交通費については委託料の経費に含めず、参加者の自己負担とすること。

(3) 参加者の満足度調査及び事業精査

(2)で行う事業の参加者にアンケート調査を実施し、事業内容、満足度、改善点など今後の事業実施の改善に繋がる情報を収集するとともに、得られたデータを整理精査し、市に報告すること。

5 実施スケジュール

以下のスケジュールを基本として、本市と調整して決定・実施する。

- (1)11 月中旬：委託契約
- (2)11 月下旬～12 月上旬：実施方法及び事業スケジュールに係る打合せ
- (3)12 月上旬～2 月下旬：事業実施
- (4)2 月下旬：最終報告書提出及び完了報告書提出
- (5)3 月上旬：完了検査
- (6)3 月下旬：委託料支払い

6 成果品

- (1)最終報告書 正・副各 1 部
- (2)参加者名簿、実施状況写真、参加者アンケートなどを含む電子データ 一式

7 業務実施体制等

(1) 業務実施体制及びスケジュール

- ① 提案に基づき本業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
- ② 業務の進捗状況については、随時、協議・報告することとし、本市と協議を行った際は、受注者が協議記録を作成し、本市の確認を得ること。

(2) 業務責任者の配置等

業務の実施にあたっては、本業務を統括し、本市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び本市との意思疎通に努めること。

本業務の完了まで、死亡、退職又は本市が要望した場合を除き業務責任者を変更しないこと。

8 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ① 本市は本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注（予定）者選定以外の目的で使用しない。
- ② 受注者は本業務に関し、本市から受領し、又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、本市の許可なく公表し、又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務により知り得た本市、事業参加者及びその他関係者の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報等の保護

受注者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者の同意等を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

9 再委託

受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

10 知的財産権

- (1) 本業務で創作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権及び著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む）は本市に帰属するものとし、本市及び受注者から依頼を受けて中間生成物を製作した者（以下「製作者等」という。）は、当該業務に係る事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。

- (2) 本業務で創作した中間生成物を含めた知的創造物について、本市は製作者等に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 本業務で創作する中間生成物を含めたすべての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、本市は一切関知しない。

11 その他

(1) 完了検査について

本業務は会計検査院による会計検査対象事業であるため、完了検査に当たっては、別紙「完了検査における業務実施確認チェックリスト」のチェック項目に関し実施あるいは必要書類の提出を行う必要があることに留意して実施すること。

(2) 事務処理について

本業務に関する事務処理に当たっては、本市の指示に従うとともに、伊予市財務会計規則に基づいて適切に処理すること。また、国庫補助金を活用した事業であることを認識し、本業務の経費として処理した領収書等については令和6年度以降5年間保管しておくとともに、本市からの開示請求に応じられる形に整理しておくこと。

(3) 不可効力事象発生時の対応について

新型コロナウイルス感染症の再流行による緊急事態宣言の発令その他、本市と受注者のいずれにも責任が認められない理由により、又は社会一般的な判断により当該業務の自粛が妥当と認められるときは、本市と受注者による協議の上、対応について決定する。

(4) 疑義の解釈

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受注者による協議の上、決定する。